

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国（処分行政庁 警察庁長官）

証 拠 説 明 書 (2)

平成30年10月9日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人

志 水 崇



田 家 重



矢 澤 正



渡 邊 準



内 山 仁



橋 本 鎮



渡 邊 圭



略語等は、準備書面等の例による

号証	標目 (作成者) (原本・写しの別)	作成年月日	立証趣旨
乙6	東京高等裁判所平成 27年3月11日判 決 (東京高等裁判所)	写し 平成27年3月11日	個人情報保護法における審 理及び司法審査の在り方に関 する裁判例。
乙7	東京高等裁判所平成 28年5月18日判 決 (裁判所書記官 小 林久美子)	写し 平成28年5月18日	情報公開法5条3号の解釈 に関する裁判例。 行政機関の長の第一次判断 を尊重し、その判断が合理的 なものとして許容される範囲 内であるかどうか審理され るべきであって、同号に該当 する旨の行政機関の長の判断 が社会通念上合理的なものと して許容される限度を超えな い限り、裁量権の範囲の逸脱 又はその濫用があったものと は認められない旨及び、行政 機関の長の判断に裁量権の範 囲の逸脱又は濫用があったこ とについて原告に立証責任が ある旨判示したこと
乙8	東京地方裁判所平成 27年11月26日 判決 (裁判所書記官 小 島和亨)	写し 平成27年11月26日	同上〔乙12の原審〕
乙9	大阪高等裁判所平成 28年6月29日判 決 (裁判所書記官 山 本正俊)	写し 平成28年6月29日	同上
乙10	行政文書開示請求書 の補正について(依 頼) (警察庁長官)	写し 平成30年1月19日	警察庁長官が、原告に対し、 別件開示請求について、補正 を求めたこと

乙11	補正書 (原告：ただし、右 上欄外の加筆につい ては警察庁)	写し	平成30年1月22日	原告が、警察庁長官に対し、 別件開示請求を補正した上で、 別件開示決定を受けたこと
-----	---	----	------------	---